

座間市介護給付費・介護予防・日常生活支援総合事業費 過誤申立予定表

過誤申立書提出期限 ※土日祝祭日の場合はその前日	再請求	
	同月過誤（同月で調整）	通常過誤（次月で調整）
4月末までに提出	5月10日までに請求	6月10日までに請求
5月末までに提出	6月10日までに請求	7月10日までに請求
6月末までに提出	7月10日までに請求	8月10日までに請求
7月末までに提出	8月10日までに請求	9月10日までに請求
8月末までに提出	9月10日までに請求	10月10日までに請求
9月末までに提出	10月10日までに請求	11月10日までに請求
10月末までに提出	11月10日までに請求	12月10日までに請求
11月末までに提出	12月10日までに請求	1月10日までに請求
12月末までに提出	1月10日までに請求	2月10日までに請求
1月末までに提出	2月10日までに請求	3月10日までに請求
2月末までに提出	3月10日までに請求	4月10日までに請求
3月末までに提出	4月10日までに請求	5月10日までに請求

座間市では、月末までに受付したものを翌月に処理し、神奈川県国民健康保険団体連合会へ伝送します。

返戻・保留・審査中となっている請求は、過誤申立をすることができません。過誤申立をする際は、請求が通っていることを確認したうえで、過誤申立書を提出してください。過誤申立書の提出後は、事業所の判断において再請求を行ってください。

運営指導や監査により過誤調整が必要となった場合は、申立書、結果通知と指導内容がわかる部分の写しを提出してください。

なお、申立件数が100件を超える場合や過誤調整が長期にわたる場合は、事前に担当までご連絡ください。

事務担当：座間市福祉部介護保険課 介護保険係
電話 046-252-7719（直通）

総合事業分はこちら
座間市福祉部長寿支援課 長寿支援係
電話 046-252-7084（直通）